

令和 7 年度
札幌市景観審議会
(非成立：参考開催)

会 議 録

日 時：2025 年 7 月 23 日（水）午後 2 時開会
場 所：さっぽろテレビ塔 2 階 すずらん・はまなす

※本会議は札幌市景観条例施行規則第25条第3項の規定に基づく定足数を当日満たさなかったことから、公式な会議としては成立しませんでした。

内容

1. 開	会.....	- 2 -
2. 議	事.....	- 3 -
3. 閉	会.....	- 28 -

１．開　　会

○事務局（地域計画課長）　ただいま、定刻から１０分ほど過ぎたところでございます。まだ、笠間委員と連絡が取れていないのですが、会自体は開始させていただきたいと思います。仮に、今日、笠間委員がこのままご欠席ということになれば、定足数は満たしていないことになるのですが、意見は我々事務局で受け止めることができますので、一旦、参考意見としていただいたものを事務局でまとめて、次回につなげられるようにしっかり整理をして進めていきたいと思います。

もう時間も過ぎておりますので、一旦、始めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

○小澤会長　今日は、皆さんにお集まりいただいていますし、それぞれ読み込んでいただいた上でご出席していただいておりますので、せっかくですからご意見をお伺いしたいと思います。

先ほど、事務局に確認しましたがけれども、年に何回審議会を開かなくてはいけないなどの規定があるわけではありませんので、実質、ここで皆さんの意見をお伺いして、反映させていくというプロセス自体に変わりはありません。審議会として成立していなくても、意見聴取会ということで、皆さんの意見をお聞きする形で進めたいと思います。

笠間委員に連絡が取れ次第、どこかの時点で審議会が成立する可能性もありますので、そのあたりは事務局にお任せしたいと思います。

○事務局（地域計画課長）　承知いたしました。

それでは、開催させていただきます。

事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課長の永井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、対面とリモートの併用にて開催させていただいております。森傑委員はリモートで参加しておられます。なお、池ノ上委員、江田委員、田川委員、松本委員、森朋子委員、渡部委員からは、欠席のご連絡をいただいているところでございます。

議事録作成のため、ご発言の際はマイクをご使用くださいますようお願いいたします。

また、リモートで参加の委員におかれましては、マイクについては、音が入ることがございますので、基本的にはミュートにさせていただきまして、ご発言時のみオンにさせていただきますようご協力をお願いいたします。質疑の際は挙手ボタン等でお知らせいただいて、小澤会長に合図をお願いいたします。途中で聞き取れない部分等がございましたら、お手数ですが、その旨もお知らせいただけると幸いです。

最後に、本日の審議会については、会議の議題、出席者氏名、発言者等を記載しました議事録を作成し、公表いたしますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

続きまして、お手元の資料を確認させていただきます。

資料１の会議次第、資料２の座席表、資料３の委員名簿、議事資料として札幌市景観計画の改定についてです。

以上でございますが、不足なものはございませんでしょうか。

それでは、議事に移りたいと思います。

また、これ以降の進行につきましては、小澤会長にお願いいたします。

この後の会場内の録音、録画、写真撮影は、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは、小澤会長、どうぞよろしくお願いいたします。

２．議 事

○小澤会長 会長の小澤でございます。

皆様には、大変お暑い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

会議次第にございますように、本日は議事事項が１件でございます。次第２の議事事項、「札幌市景観計画の改定について」にまいりたいと思います。前半と後半の二つに分けて、まず前半に良好な景観の形成に関する方針（案）と景観形成基準（案）について、後半に色彩景観基準等について、委員間で意見交換を進めていければと思います。

それではまず、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（景観係長） 地域計画課の青木です。景観計画の改定についてご説明いたします。

資料の右上にページ番号を振っています。配付した議事資料と同じ内容のパワーポイントを表示しますので、見やすいほうでご覧ください。

お送りした資料からは、若干、誤字の修正は行っておりますが、内容について変更はございませんので、もともとの資料をお持ちの方はそちらを見ていただいても大丈夫です。

それでは、０－００の資料をご覧ください。

本日の議事資料の構成になります。１、振り返り、２、本日の議題、３、良好な景観の形成に関する方針（案）と景観形成基準（案）について、４色彩景観基準等についてとなっております。

下の部分には、今年度と来年度のスケジュールを簡単にお示ししています。

今回は、２回目の方針と基準についてご意見をいただく場となりまして、次回から計画本編に入りたいと考えております。

続きまして、１－０１をご覧ください。

第１回の審議会では、方針・基準、重点眺望等についてご説明しました。

いただいたご意見の概要を１－０１から１－０４にかけて記載しています。１－０１から１－０２は主に方針・基準に関するご意見になりますが、いただいたご意見を参考に方針や基準の修正を行っておりまして、こちらにつきましては、本日、その修正部分を中心にご説明いたします。

１－０２の４行目に色彩に関するご質問をいただいておりますが、こちらも本日も説明いたします。

続きまして、1－03です。

1行目の都市マスの市街地区分に応じた考え方を方針に盛り込めるとよいというご意見につきましても、修正を図りましたので、後ほどご説明いたします。

本編に関するご意見につきましては、ご意見を参考に検討を進め、第3回の審議会に事務局案を提示する予定です。

続いて、1－04に移りまして、1行目になりますが、景観の協議がどのように行われるのかというご質問がございましたので、後ほどご説明いたします。

次のページをご覧ください。

2番目の本日の審議事項になります。

計画の全体構成のうち、4章の「良好な景観の形成に関する方針と景観計画区域における景観形成基準等」と別表の「色彩景観基準について」が本日の審議事項になります。

それでは、本日の議題のご説明に入ります。

3－01をご覧ください。

良好な景観の形成に関する方針（案）と景観形成基準（案）になります。

ページ数がありますので、五つの項目に分けて記載しています。

（1）第1回審議会を受けての対応について、（2）届出・協議の大まかな流れ、（3）方針と基準の修正案、（4）基準に沿って計画した場合のイメージ、（5）ご審議いただきたい事項です。

（3）の方針と基準の修正案を一覧化したものを参考資料に記載しておりますので、後ほど、見やすいほうでご覧いただければと思います。

続きまして、3－02をご覧ください。

第1回市景観審議会でのご意見を受けた対応ですが、大きく六つございます。

ア、景観形成基準を使う届出・協議の大まかな流れをご説明いたします。

イ、方針と景観形成基準を並べてご確認いただける一覧表を作成いたしました。

ウ、道路・公園緑地等に関する方針を分割いたしました。

エ、分割した公園緑地等の項目に河川に関する方針を追加いたしました。

オ、景観形成基準の項目に配置を追加いたしました。

最後にカですが、これらの修正に合わせた方針と景観形成基準の文言の精査を行いました。

続きまして、3－03をご覧ください。

届出・協議の大まかな流れになります。

一番上の段は、より規模の大きな景観プレ・アドバイスの対象となる建築物等の流れ、中段は、一定規模以上の建築物等の届出の流れ、一番下がそれぞれの手続や協議の内容になります。

規模が大きいものや景観への影響が大きくなるにつれて、景観上の配慮を求める手続が増えるという形になっています。

一番上のプレアドの流れで言いますと、構想段階は、建築物の大きさや大まかな形状を決めている段階、設計段階は、外観のイメージや外構の内容などの検討をしている段階、届出のときには各部分の仕上げ材などもおおよそ決める段階になりまして、それぞれの段階に応じた協議をしています。

また、構想段階の助言に対する対応については、設計段階で確認し、設計段階の助言に対する回答について、その後、どのように反映したかは届出やその前の事前協議において確認し、最後に最終的な姿を竣工届で確認しています。

このように、設計の各段階に応じた協議を行っているのですが、これらの協議において配慮している事柄を確認し、景観を誘導していくための基準が景観形成基準になります。

3-05をご覧ください。

3-05から3-19までが(3)方針と基準の修正案になります。

このうち、方針の修正案は3-05から3-08、3-09以降が基準になります。

方針には、A1など、アルファベットと数字を組み合わせた番号を振っていきまして、基準にも該当する方針が分かるように方針の番号を記載しています。

また、両方を併記した資料を参考資料に添付しています。

資料の3-05に戻っていただきまして、方針については、各項目の下部に関連計画施策のうち、連携を意識した点を簡単に吹き出しで記載しています。この吹き出しの関連計画の部分については、今回の議事用に入れているものですので、本書のほうではこの部分を削除した形で記載する予定です。

ボリュームがありますので、前回からの修正部分を中心にご説明いたします。主な修正部分にはマーカーをしています。

資料の地形・自然のA2の生態系への配慮に関する方針について、前回は、生態系に配慮した計画形成を図るとしていましたが、配慮の方向性を追記して、生態系の保全に配慮したという形で修正をかけています。

続きまして、3-06になります。

街並みの市街地等の部分ですが、前回は、市街地も市街地の外も重点区域、景観まちづくり推進区域等もまとめて一つの方針等としていましたが、これをC1の市街地の方針、C2の市街地の外の方針に分けて、さらに重点区域と景観まちづくり推進区域等については、ページが別になるのですけれども、3-08のほうに地区ごとの方針として、全市の方針とは別に整理しております。

都心のゾーンの方針ですが、マーカーをしている格子状道路に関する方針を追加しております。これは、基準と連動する方針を追加したものになります。

資料の右下のところの道路につきましては、前回、道路に関する方針は一つでしたが、道路自体と沿道の方針を分けて設けることとしました。

続きまして3-07をご覧ください。

左側の公園緑地等の方針は、前回は、骨格となる水とみどりのネットワークと協調し、

みどりを感じる景観形成を図りますという一つだったのですが、公園緑地や街路樹のみどり、河川、骨格となる水とみどりのネットワークとの協調を図ることの三つに分けて設けております。

続きまして、3-08をご覧ください。

3-08は都市の魅力と地区ごとの方針を記載していますが、都市の魅力については、表現の修正を行っておりますけれども、大きな修正点はない形になっています。

この地区ごとの方針は、前回、街並みの市街地等の中に設けていたものを地区ごとの方針として外出ししたものです。

3-09から3-19が景観形成基準の修正案になります。

3-17までは建物の建築物の基準になります。

3-09をご覧ください。

各基準には、対応する方針の番号を振っています。

第1回では、外観デザインなどの項目に配置に関する内容が入っていましたが、配置という項目を設けて、こちらに配置関係の基準をまとめるという修正を行っています。

続きまして、3-10をご覧ください。

外観デザインに関する項目になります。

一般市街地のゾーン基準、山地のみどりに近接するゾーンの中で、地域交流拠点や高次機能交流拠点のような場所において工夫に努める旨の基準を追加しています。

続いて、3-11になります。

この中の素材・色彩については、資料4以降でご説明いたします。

続いて、3-12から3-14につきましては、外構、駐車場などの項目になりますが、こちらは表現の修正となっております。

3-15、3-16の眺望の部分につきましては、全市基準の本文にどのようなことを配慮するかという具体化を図るような形で修正を行っております。

続きまして、3-17になりますが、夜間景観、雪・冬季の景観になりますけれども、こちらは表現の修正となっております。

3-18からは、工作物の基準になります。

共通項目に維持管理の項目を設けたほか、橋梁につきましては、ランドマークとなる部分の夜間景観に関する創造的配慮を誘導していくための項目を設けております。

続きまして、3-19になりますが、各工作物の項目について、造成という項目名から、基準に沿った形態や配置という名称に変更しております。

続いて、3-20になります。

こちらは一例になりますが、景観形成基準でどのようなことを配慮してほしいものとして定めているのか、その内容に沿った場合のイメージ図になります。

計画本編とは別に景観形成基準の解説本を作成する予定でして、その中では、このような図や事例写真などを使って基準の解説をしていきたいと考えています。

続いて、３－２１をご覧ください。

ご審議いただきたい事項になります。

景観形成の方針と基準案の修正後の構成について、例えば、この基準の構成が分かりやすいものとなっているかなどの視点でご意見をいただければと思います。

二つ目は、景観形成の方針の内容について、過不足がないか、分かりやすいかといった視点でご意見をいただければと思います。

三つ目は、景観形成基準の内容について、こちらも項目や誘導の方向性に過不足はないかなどの視点でご意見をいただければと思います。

参考資料１から３に、方針と景観形成基準を横並びにした資料がございますので、こちらも参考にいただければと思います。

説明は以上となりますが、事前に田川委員と江田委員よりご意見をいただいておりますので、共有させていただきます。

お手元の資料の最終ページで、方針・基準と、色彩景観基準も一緒に入っているのですが、この資料全体に関する分かりやすさという点についてご意見をいただいておりますので、共有させていただきます。こちらの資料につきましては、メモとして事務局のほうでまとめたもので、議事資料ではありません。委員の皆様のお手元に配付しておりますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上になります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○小澤会長　ご説明、ありがとうございました。

ただいま説明がありましたように、前半部分の審議事項としては、議事資料３－２１、最後にご説明いただきましたが、記載のとおり３点でございます。景観形成の方針と基準（案）の修正後の構成について、２番目は景観形成の方針の内容について、３番目は景観形成基準の内容についてということになります。

今、我々が今年度の審議会のどこにいるかということなのですが、資料０－００で見ていただくと、今回は第２回ですので、方針と基準、それから、色彩景観基準等について審議するということです。次の第３回は１０月になりますが、ここでは景観計画の改定素案が出てまいります。素案を作成して１０月に皆さんに見ていただく前に、一番重要な方針と基準案の構成と、方針の内容、基準の内容について確認しておきたいということです。大きな意見をいただいて、１０月の素案に反映させていくという考え方で進めております。

今、資料の説明をいただきましたけれども、参考資料の１、２、３が内容を全部カバーしておりまして、その中で特出ししたものがその前の資料になっていますので、各論でこの参考資料を見ていただきながら、今、どこにいるのかということを確認していただいて、内容はこれでいいのか、構成はいいのかというふうにご判断をいただくのがいいのではないかと考えております。

それでは、前半の３－２１にある三つの論点について皆さんからご意見をいただきたい

と思いますけれども、いかがでしょうか。

○窪田委員 方針や構成は、一旦はすっと入ってきたかなと感じております。

ですから、具体的な内容について意見ですけれども、まず、方針の中の公園緑地等と道路と分けていただいていた部分ですが、公園緑地の景観形成の方針といったときに、多分、道路と同じで、公園や緑地、河川など、その場所そのものの景観形成と、その周辺に調和させていくその周辺の建物等が対象になるということがあり得るのかなと読んでいました。そうなったときに、こちらの基準で公園緑地の周辺に位置する建物等の配慮事項が少し見えづらいと思いました。

2番目のC1、C3、C7のところには、みどりや道路等との関係性を踏まえて建物を配置するということはあるのでけれども、もう少し、配置だけではなくて、具体的な外構・オープンスペースの中のB1のところでも記載があると良いと思います。「景観資源等に隣接する場合は」という文言があるので、「景観資源等」に公園緑地なども読み取れるかもしれないですが、どうしても歴史的なものだけに捉われてしまうかなというところがあって、ここは、公園や緑地、並木や水辺などと隣接する場合は、外構・オープンスペースのデザインにも配慮するというような文言を入れていったらいいのではないかと考えています。

というのは、前の議論の中でも、一般市街地ゾーンで、それぞれの場所に応じたデザインが必要という議論があったと思うのですが、景観形成基準になってきたときに、その場所ごとという説明がだんだん薄れてきている感じがするので、かぶるところはあるかもしれませんが、そこに入れていけるといいのかなと思いました。

さらに、外構・オープンスペースのB1の文章の中で気になったのは、景観資源等と隣接する場合は、計画建築物の敷地境界に沿って緑化するとありますが、境界に沿って緑化するだけという表現がすごく単純過ぎるかなと思いました。景観資源などへの見え方への配慮やそういったものとの調和、一体感みたいなものも配慮して、そのものと新しく建てる物が両方生かされるようなデザインをしていく、敷地境界プラス外構・オープンスペースのデザインをしていくというように、少し膨らませていただけるといいかなと思って見ていました。

それから、夜間景観と雪・冬季の景観のところで、どうしても一個一個の建物を建てる際の基準になってくるので、表現が難しいところかと思うのですが、夜間景観や雪・冬季の景観の議論をしていたときに、面的な視点だったり、線的なつながりというところが、照明計画だったり、雪に関しても活用だったり見え方だったりというところで重要だという議論があったと思います。夜間景観の都心ゾーンでは「光が連続した印象の演出」という文言はあるのですが、その一敷地だけではなく、色彩も向こう三軒隣の考え方が表現されていたように、夜間景観、雪・冬季景観でも、もう少し周辺との連続性や一体的に考えていくということを追加できるといいと思っていました。

もう一点は、これはすごく難しいと思ってはいたのですが、都市の成り立ちの景観形成

の方針の一つ目の都市の成り立ちを尊重した景観形成を図りますというところです。

基準に落としていくと、実際に目に見える景観資源があるものをどうやって読み込んでデザインに取り入れていくかとか、どうしてもそういった内容になっていくのですが、歴史を尊重していく際には、建てようと思っている土地に歴史的な建物があるけれど残念ながら壊してしまって、その土地に新しく物を建てるというような場合にも、その土地の歴史性もぜひ生かしていただいてほしいですし、表現が難しいのですが、その地域として持っている歴史を、現状では目には見えないのだけれども、この地域にはこういった歴史があるから、素材や外観はこういうデザインにしていますというようなデザインも評価していけるような文言や項目があるといいのかなと感じていました。

三つ目は、どこにどう具体的に入れればいいのかということが整理し切れていないのですけれども、そんなことを感じております。

○小澤会長 今のご意見をお伺いして思っただけですけれども、方針のところで書かれていることを基準のほうに具体的な内容として反映させる余地がまだまだあるのではないかと、少し足りない部分があるのではないかと、今のはその一例と考えてよろしいですか。

○窪田委員 そうですね。

四つのゾーンに分けたけれども、特に市街地ゾーンなどは、地域ごとの特徴を出していくといったときに、今のような視点をもう少し丁寧に書き込んでいったほうが読む人も分かりやすいと思っただけの意見です。

○小澤会長 先ほどの敷地境界沿いのみどりなどは、一つの方策ではあるのですけれども、基準のほうでそこだけの特出しされて書かれてしまうと、ほかのことを考えなくていいのかなと逆に思われてしまうと思います。

歴史的資産も、まさにおっしゃるとおり、仮に全部を残せなくても、記憶を残すということは確かにありますので、そういったところは配慮してほしいということですね。物がなくなったから終わりということではないと思うのですが、そのあたりが方針にはふわっと書かれていますので、具体的に基準として書いていってもいいのではないかとということですね。ちょっと難しい面はありますが、工夫の余地はあるのかなと思ってお聞きしておりました。

それでは、今のご意見に関連してでも結構ですし、別のご意見でも結構ですが、ほかにございませんか。

○石塚副会長 今のお話に関連するのですが、今回、方針と基準を整理していただく中で、基準は方針を実現するための手段だということで、方針と基準との関係を明示して整理していただいたということは、事業者の皆さんにとっても分かりやすい整理になっていると思います。

そういう視点で見たときに、今、窪田委員がおっしゃられた公園緑地等は、方針としてはC5、C6、C7がそれに該当するわけですがけれども、基準のほうでそれを突合させていくと、C5という方針が反映している基準が建築物のほうに関して見当たらないのです。

基準として書きづらい方針ではあるのですが、何らかの形で基準として反映できないの
だろうかということを、今、窪田委員がおっしゃられたような視点を含めて、方針と基準の
関連の中で精査していただけると、より充実したものになるのかなという印象を持ちまし
た。

また、それに関連するのですが、今回、ゾーンという形できめ細かく誘導していこうと
いうことでゾーン別の基準を設けられています。これは、基準の構成から言うと、一般地
域の基準に上乘せする形でそのゾーンで特にこの点を配慮してほしいという形で触れてい
るものだと理解しています。

ぱっと見、その点が分かりづらい部分があると思います。事業者はゾーン別のほうに着
目してゾーンのところだけ読んで、それに配慮すればいいのかという形にならないように、
上乘せ基準であるというところをもう少し前段なり解説なりのところできちんと触れてい
ただければと思います。

そうしたときに、上乘せ基準であるゾーンの基準に対しても、A1、A2というような
方針との突合が示されていると一貫性が出てくるという気がしました。

いただいた議論の対象ということで言えば、事業者にとってより分かりやすい構成とい
うことと、基準に漏れがないかということのチェックの方向性ということでお話しさせて
いただきました。

○小澤会長 今、お話にも出たのですけれども、方針、基準、ゾーンということで、参考
資料のところで割と分かりやすく三つに分けて説明してもらっています。

例えば、ゾーンとは何ぞやという説明はどこに出てくるのか、改めて確認したいと思
います。

○事務局（景観係長） 方針の中に、各ゾーンの内容が記載されていくので、最初に出て
いるとすると、資料2-00に新計画の現段階での構成案があるのですが、その中で出て
くる順番としては、方針のところに記載する形になろうかと考えています。

○小澤会長 そうすると、今、配られている資料の方針はその前の段階になると思うので
すが、そこで、基準とは何か、ゾーンとは何か、そういった話として説明されていくので
すか。

○事務局（景観係長） 用語の定義的なお話でしょうか。

○小澤会長 考え方、概念の話です。

○事務局（景観係長） ゾーン設定の考え方ですね。

第1章の中に計画の構成と変更点を書く部分があるので、その中で示していくというこ
ともあり得ると思っております。その中でも計画全体の形やこれまでの課題、こんなこと
は変えましたというところはお話した上で、改めて景観の特徴とはというふうな第2章
に入っていきます。

これは、1-8のところでも少し触れることも考えられますし、用語の定義自体を1章の
中に持っていくことも考えられると思っております。

そのあたりは少し考えながら構成案をつくらせていただきまして、流れとして見て分かりやすい位置に説明を入れることを考えていきたいと思います。

○小澤会長 前にも意見として出ていたと思いますけれども、都市マスとこのゾーン説明がどこで出てくるのかはすごく重要だと思います。この具体的な方針、基準という内容に入っていく前のところで全体の構成といいますか、考え方を分かっていたかないと、その先を読み進めづらいと思いますので、そこはぜひお願いしたいと思います。

○事務局（地域計画課長） 今いただいたご意見は、次回以降、計画の全体像を総ざらいしてお示ししますので、その中で、前回いただいた意見はこういうところで読み込もうと思っていますということを説明できればと思います。

○小澤会長 それでは、ほかにご意見はいかがでしょうか。

よろしければ、愛甲委員に、以前、みどりの関係もあっていろいろとコメントをいただいたのですが、今回の提案はいかがでしょうか。

○愛甲委員 いろいろと書き込んでいただいて、その点は十分反映していただいたのではないかと考えています。参考資料を見ていて基準のところでは気になったのは、提案があったものについて、建築物や工作物に対して一つ一つ確認していくということですが、そのときの語尾が気になっています。

「努める」「配慮する」と書いてある部分はどういう違いがあるのかと考えていました。要は、事業者側と協議をするときに、語尾によって対応が違ってくるのか、扱いが変わってくるのかということが気になりました。

もう一つは、方針と景観形成基準案について、資料の3-20にイメージ図が平面と立面がありますけれども、これは結構大事ではないかと考えています。

先ほど、ゾーンの話もありましたけれども、これは考えられるパターンが幾つかあるのではないかと考えています。例えば、協議の対象となる建築物はこの右側にあるものですね。これに対して、その周囲にオープンスペースを設けるとか、出入口を修景するとか、景観形成基準に基づいて配慮してくださいという図になっていると思うのですが、果たしてこのイメージ図だけで理解していただけるのかということです。

実際に想定されるものはもう少しいろいろなパターンがあるはずで、最終的にこれを計画書の中にどういうふうに入れていくかにもよると思うのですが、代表的に考えられるものはもう少しつくっておいたほうが良いのではないかと考えています。

立地が分からないのですが、ゾーンでいけば都心ゾーンや一般市街地ゾーンになるのでしょうか。そこに比較的規模の大きい建築物が建てられる場合だけを想定しているように見えてしまうので、この基準のところに載っている建築物と、工作物の代表的な種類によってどういう配慮をしてほしいかが分かるような、基準の当てはめ方なども分かるようなものになっていたほうが良いと思いました。

○小澤会長 最初にご指摘をいただいた、配慮するなど、いろいろな言い回しの強弱というのは、専門用語的なニュアンスも出てきていると思うのですが、このあたりはい

かがでしょうか。現段階でもかなり整理していただいていますか。

○事務局（景観係長） 今回の改定に当たりまして、基準の語尾の言葉遣いは、「配慮する」をベースに強弱をつけるような形で整理をし直しております。どちらかというと、これまでの基準の語尾を二、三種類に整理したという形になっていて、基本は「配慮する」にさせていただきまして、より高度なというか、なかなか難しい部分があるところについては、可能な限りやっていただきたいという気持ちを込めて「努める」という表現にしております。

○小澤会長 ほかに「図ります」というものもあるのですけれども、何種類ありますか。

○事務局（景観係長） 「する」「配慮する」「努める」という三つに整理したつもりですが、その中に少し違うものがあれば事務局のチェック漏れでございますので、修正させていただきたいと思います。

○小澤会長 すみません。方針のほうと一緒にしてしまったかもしれないのですけれども、方針のほうは分かりますか。

○事務局（景観係長） 基準のほうは語尾の修正をかけまして、方針のほうは少し自由な記載となっております。

○小澤会長 基準のほうは、「努める」と「配慮する」ともう一つは「する」ですか。

○事務局（景観係長） そうです。公共施設が多い工作物のところは、比較的「する」という表現が入っております。

○小澤会長 いろいろなレベルのガイドラインがあると思うのですけれども、このあたりは、市役所にも十分に共有されているわけではなくて、そういうものをそろえていかなければいけないという段階でしょうか。

○事務局（景観係長） 今回、改定に当たりまして、基準として整理するときに少し段階の目安が分かったほうがいいだろうということで整理をさせていただいております。

森委員ですが、通信状況がよくないようで音声がつながらず、ご意見をチャットでいただいているので、ご紹介させていただいてもよろしいでしょうか。

その前に、愛甲委員からのイメージ図のお話につきましては、イメージとしては、今、まとめて記載させていただいているところですが、この基準につきましては、解説書をつくる予定になっておりまして、そちらの解説書のほうでは、例えば、配置なら配置、外観デザインなら外観デザインというふうに、基準の項目を区切って、その中でどのような配慮をすることが考えられるかという事例などを図や写真などで解説するような形で考えているところです。

今いただきました建物の規模や工作物の種類については、同じものでも、配慮する結果というか、見せ方というか、手法が少し異なるようなものがあるものについては、できる限り組み込めるように中で考えてみたいと思います。

○小澤会長 私も含めて、皆さんもこのイメージ図は初見ですので、愛甲委員がおっしゃるようにいろいろなケースがあると思いますし、これで十分というわけではありません。

ただ、景観計画の中でもこれは入れていったらどうかということなのか、それとも、別冊のほうで入ってくるという考え方なのでしょうか。

○事務局（景観係長） 現段階では別冊のほうで書いていくイメージでした。

○小澤会長 今の段階では、これから補強されていくというか、ブラッシュアップされていくという前提で見ればいいですか。

○事務局（地域計画課長） そうですね。事業者への分かりやすさ、伝え方という意味では、ビジュアルで例示を見せるというものも、まさに、今回、解説の中に入れていこうと思っているので、パターンは本当に様々あるかと思うのですが、できるだけ分類して示すことができればと考えております。

○小澤会長 それでは、森委員の意見をお願いいたします。

○事務局（景観係長） 森委員からは、資料を拝見した限り、基本的にこれまでの意見が適宜、検討、反映されていると思います。今のところ、私からほかの委員のご意見に加えて申し上げることは特にございません。

事前に資料を見て発言しようと思っていた点は、ほぼ石塚副会長と同じと感じています。

具体的な記述の密度は、どこまで書き込むかが難しいところだと思います。密度に偏りがないように全体のバランスを取りながら、各所、ブラッシュアップしていただければと思います。

このようなご意見をいただきました。

○小澤会長 森委員、ありがとうございました。

本日は、全体の構成や大きな抜けがないかなど、その辺の確認になりますので、恐らく、その基準と方針の整合性や基準のどこに書き込むかということは、実際に書いてみて、そこでチェックをする時間は十分にあると思いますので、そういう形で進めていければと思っています。

ほかにいかがでしょうか。

○千葉委員 見せていただいた中で、広告・サインのところは、できている面積などは規制がかけられるけれども、内容的なことが難しいと思っていました。今回、事前にいただいた意見の中にも私と同じ考え方がありまして、色彩的なことで制約ができるのではないかと感じておりました。札幌市景観70色でも推進しているように、原色を大面積で使わない、屋外広告物やサイン等も色彩で内容の規制をかけていくという方法が唯一できるのではないかと感じて、デザイン的なことは難しいのですが、こういったことで条例がかけられればと思っています。

もう一つ、今回、新しくできる建造物や建築物に関しては、皆さんのチェックが可能で、すし、設計者も意図してやるのですけれども、今後のことを考えると、これがずっと経年劣化していった場合や、今問題になっている太陽光発電などは、廃棄される場合のその後の景観の扱いはどういうふうになっていくのかを今の段階で想定して、誰が責任を持って、どのように復元していくのかというところまで入れていったほうがいいのではないかと思います。

います。新しいことに関しては申請ができますが、撤退する段階でどうするか、どなたがチェックをしていくのかということをごどこかに盛り込んでいただければと思います。

○小澤会長 私は前半部分をきっちり理解できなかったかもしれませんが、具体的なデザインといいますか、そこをもう少し基準として具体的に盛り込んでいけないのかという解釈でよろしいですか。

○千葉委員 具体的なデザインということでは、思想的なありますし、チェックは難しいですよね。ただ、後半で、色に関しては、札幌市はとても気を使っているとうたえていますので、これも広告で反映させれば、今かなり問題になっている某広告塔にもある程度規制がかけられるのではないかと思います。

○小澤会長 そうすると、ここの広告物・サインの基準の書き方、そのあたりの内容のご指摘ということですね。

○千葉委員 そうです。

○小澤会長 後半は、いわゆる古くなって不用になったものを撤去するときに、景観の指導というものが及ぶのかどうかということは大きな問題かと思います。恐らく、太陽光だけではなく、建物を撤去するときも非常にお金がかかるので大きな問題になるのですけれども、逆に、建物ではなくて、何かの工作物で放置されるようなものが散見されますので、今までの発想から抜けていたと思ったのですけれども、このあたりについてはいかがでしょうか。

○事務局（景観係長） まず、最初の広告物のところになりますが、届出の対象自体、重点区域であれば広告物は対象ですけれども、全市的には建築物と工作物の届出のときに一緒に出てくる広告物を景観の部分から見てどうなのかというところを協議させていただくような形になっているので、その後で単体で出てきてしまうようなものについては、この基準が絶対に適用になるかという点、そういうわけではないのです。

どちらかという点、こういったところに少しずつ書くことによって、ほかの方たちが届出の対象だったり、基準が実際には適用されないのだけれども、札幌市はこんなことを目指しているのねと気をつけていただくきっかけになるという側面が強くなるので、強制力という点で言うと絶対ではないのですけれども、皆さんが少しでも気をつけていただくようなきっかけを増やしていくというところを目指して、今回、少し広告物のところに盛り込むというのは気をつけていたつもりです。そういった部分で、一歩進んだなという目で見ていただければ大変ありがたいと思います。

また、撤去につきましても、届出制度上、建てる時に出てくるものなので、限界はあるところですが、その中の維持管理のところ、そういったルールをあらかじめ決めましょうというところを目指す方向性として書くことによって、こういうことに気をつけていますかというような協議の中のきっかけという点、何もないと誰も気づかないので、こういうところも気をつけなければいけないのねという協議の土台の一つとして書いていく形になるかと思います。これまでのプレアドの中でも、委員の皆様からも、維持管理や建て

た後のことについては、いろいろなご意見をいただいているところですので、協議の中や何かしらのパンフレットなどには盛り込んで気づいてもらうような仕掛けを考えていければと思います。

○小澤会長 今のお話で、例えば、法的に、強制的に撤去していただくなど、そういうことがいきなりできるわけではないと思うのですけれども、何か書いてあることによって所有者に語りかけていく、こういう方針で景観計画をつくっているのです、そういうものをちゃんと撤去してほしいなど、そういう言い方をするときの根拠にはなると考えてよろしいですか。

○事務局（景観係長） ご意見のとおりです。

○小澤会長 逆に、書いていないと何もアクションを起こせないということですね。

○事務局（地域計画課長） まさにおっしゃるとおりで、実際の届出協議で具体的に事業者とやり取りをする中では、そういうことが書いてあると、事業主や設計者に対しても、ここにこう書いてあるので、こう言われていますということが建て主に伝えられるという側面もあるので、何かしら表現されているということは非常に重要だと思っております。

○千葉委員 建築するときに、撤去する場合は復元という言葉で、お部屋を借りるときには復元が条件と書いてあるのですけれども、そういった文言を一つ入れていただくだけで、施主様に責任があるのだということが意識づけできればと思っています。

○小澤会長 話がそれてしまうかもしれないのですが、愛甲委員、例えば、みどりの関係で、伐採をして建物をつくって開発したけれども、その建物を撤去するときにはまたみどりに戻しなさいなどといった事例はあるのですか。

例えば、大きな話ですが、スキー場はできるだけ回復して戻しなさいというような動きがあると思うのです。実際にできるかどうかはお金の問題もありますけれども、みどりを復元するというようなことをみどりのほうでうたっているのですか。それはないですか。

○愛甲委員 どういう場所の話ですか。

○小澤会長 今、復元という言葉が出たのですけれども、どういう状態をもって復元と言うのか、頭の中でクエスチョンマークがよぎったのです。もともと開発されていないところで、山林、林で樹木が立っていたところを開発したのですけれども、もう用済みになってそこを使わなくなったときに、積極的にみどりをまた回復していきなさいというような動きは実際にはないですか。あまりお聞きになったことはないですか。

○愛甲委員 その土地を持っている方が一度やってしまったら、それを元に戻さなければいけないという義務づけはできないです。難しいですね。多分、その前に何かに指定してしまわないと無理ではないかと思えますし、一度開発行為をしてしまうわけですね。国立公園の中などだったらあり得るかもしれないです。そちらのほうの制約で、景観ではなくて自然公園法で、定山溪などで国立公園内に入っている区域だとそういう要請をするということはできると思います。更地にしておくより、元の景観に戻してくださいというお願いベースにはなってしまうと思うのですけれども、今、それこそ大規模な宿泊施設の解

体や除却が国立公園内で問題になっていますので、そういう場合はあり得るかなと思います。

○石塚副会長 うろ覚えなので、後でよく調べていただければと思うのですが、林地に指定されている場合、林地開発許可という制度があって、一定の基準に沿った形でしか樹木の伐採が認められないという制度があるはずです。所管は札幌市ではなくて北海道かもしれないです。その際には、林地開発で林地以外の用途にして、その用途の目的が消失した場合には、林地を復元するというルールだったのではないかと思います、これは窪田委員のほう詳しいかもしれません。

○窪田委員 つくるときまではということですが、林班ですよ。森林法でかかっているところ、戻すまで書いてあったか、私もうろ覚えです。

○石塚副会長 開発許可は、造成した場合には（目的が消失した場合に）元に戻せみたいなのもありますが、景観でそういうことをルール化する、要望するというのは、なかなか難しいかもしれないのですが、関連する法制度でそういう開発に伴うものがいろいろあると思うので、そこの部局と連携しながら、景観計画の中で示された方針に沿って景観が維持されるように連携しあって指導を強化していくという取組だったのではないかと思います。そこら辺は、ご存じかもしれませんが、都市計画課の皆さんに勉強していただいて、連携を模索していただければという気がしました。

○小澤会長 私のほうで話を広げてしまったのですが、役目を終えて撤去、復元するというのは、言葉では簡単ですが、具体的な例を見ていくといろいろなケースが出てくるのだと思いますし、それをいかに景観的に好ましい形でカバーしながら表現していくのかということは意外と難しいのではないかと思います。今の林地の話などが絡む場合もあるので、そこは一工夫が要ると思いました。

ただ、撤去、復元というものは絶対に視野に入れなければいけないと私も思いました。

○千葉委員 札幌は未来志向でいっていただきたいと思います。

○愛甲委員 今のお話でふと思い出したことがあります。

例えば、国立公園内で山小屋を建てるときなどがそうなのですが、国有林で土地の貸与を受けて、土地は国有林のままで、貸与を受けて建物を建てたりホテルを建てたりということを国立公園内ではやるのですが、それを解除した場合には原状復帰させなければいけないと、森林法でそう定められていると思います。

もう一つ、別の観点での質問は、方針のほうにある都市の魅力というものが今回の改定が目玉というか、眺望と夜間景観と雪・冬季の景観を方針で掲げているということはすごく大事な部分だと思うのですが、景観形成基準のほうでそれを見ると、ほかの要素、方針のほうは地形や都市の成り立ち、街並みと細分化されて、それぞれの建築物と工作物の外観や配置、デザインというところにそれぞれの方針の内容が刺さり込むように基準の文言が書かれているという形になっていますが、眺望と夜間景観と雪景色については、それぞれが横にスライドする形でそのまま基準のほうに来ていて、果たしてこれでいいのだ

ろうかと思いました。

例えば、雪について言えば、基準のところにも書いてありますけれども、ロードヒーティングの設置が影響する、外壁の形状に影響するということが既に書いてあるわけです。ということは、基準のほうでいくと、雪に関する配慮事項は、外観のデザインや配置のところにそもそも基準として入っていないと、事業者さんたちが見たときに、これはあくまでも追加事項だよね、後ろのほうに書いてあるしと見てしまって、配置や外観のデザインで、札幌市の基準でいくと何に気をつけなければいけないのかなということで、雪のことも配置や外観のデザインのところに書いてあるというつくりになっていないと読んでくれないのではないかと思います。おまけに、眺望、夜間景観、雪・冬季については、全部「努める」になっているので、もしこれを積極的に使うとしたら、そういう入れ方をそれぞれの場所にしていったほうが、実際に建物を設計する方が見たときにちゃんと見てくれるのではないかと思います。

○小澤会長 確かに、風雪シミュレーションなどをして建物の配置を決めていくということもありますし、建物の配置によって風との関係で雪がたまったり、あるいは、除雪の堆雪帯の考え方ですね。その配置や、パブリックスペースにも物すごく関わってきますので、今のは大事な視点かなと思いました。

○事務局（景観係長） 最初は入れ込もうと検討していたのですが、眺望の部分でどこにはまるのか、適切なのか、なかなか難しい部分がありました。ほかの各部分に盛り込める基準と、全体像というか、ほかのところに盛り込みづらい部分が交ざっているというところで、一旦、新しい部分だから分かるように外に出すという整理の仕方もあるのではないかとということで、今、外に出ております。

ただ、設計者側で見たときに、中に盛り込んでこの部分ではこういうことに気をつけるというふうに見たほうが分かりやすいというご意見は、今、愛甲委員がおっしゃったとおりだと思うので、もう少し中に入れ込める工夫も検討しつつ、外に出しても分かりやすいものになるのか、それとも、中に入れたほうが成立するのか、もう少し見てみて、どちらかに整理した上で、次の全体像を出すときに一緒にお見せいたします。

○小澤会長 そのあたりは、まだかなり工夫の余地があるということですね。

ほかにいかがでしょうか。

○異委員 一般市民の立場から見て、これが分かりやすいかなと思ったら、私が一番分からないのが3-6です。先ほどおっしゃられていた市街地部分に関しての書き方が、ほかの自然の部分に関しては、一体となった景観形成、配慮した景観形成というふうに書かれているのですが、都市の部分に関しては、この部分だけでも5回ぐらい、「魅力のある景観形成」が連発されているのです。魅力のある景観形成とは一体何なのか、それがもうちょっと具体的にならないのかと思っていました。

上から数えてみると、地域交流拠点では人が集まる場所として魅力のある景観形成で、次の高次機能交流拠点の魅力のある景観、ずっと下に行って、魅力ある景観形成とずっと

言っているのですけれども、私にはぴんときなくて、それは何なのだろうと思ってしまったので、もしイメージがあるのであれば教えてもらいたいですし、もし何かあるのであれば伝わるような文言を入れて、イメージできるような、想像できるような表現の仕方にしてもらえないかと思いました。

○小澤会長 魅力のある景観にしてほしいという願いはこもっていますけれどもね。

○事務局（景観係長） ご意見、ありがとうございます。

魅力ある景観形成を図りますという表現がたくさん出てきているのは、恐らく、地域交流拠点と高次機能交流拠点という単語がセットになっているのですけれども、地域交流拠点と高次機能交流拠点という部分が、一般市街地のゾーンもありますし、山地のみどりに近接するゾーンにもありますし、市街地の外にもあるので、それが何回か繰り返されることによって多く出てきてしまっているというのが一因なのかと思います。

これにつきましては、それぞれの場所に、地域交流拠点や高次機能交流拠点を含んでおりますので、どうしてもその表現にならざるを得ないというところがございます。

また、地域交流拠点と高次機能交流拠点は、一つの場所ではなくて、複数の場所にありまして、それぞれでまちの特徴が少しずつ異なるので、それぞれの特徴を捉えて、その土地の合った向きで頑張らしましょうというところを一言でまとめると、この表現になってしまったというところです。

ですので、ほかの部分というか、この地域交流拠点はこんなところがありますというものとセットにしてお示ししないと、なかなか分かりづらいと思うので、本書のほうでは、地図や、こういうところに地域交流拠点があるというものを一緒にお示ししながら、それぞれの場所に合った姿を目指してくださいということが伝わりやすい表現をさせていただきたいと思います。

こちらは、第3回のときにおおよそのこんな形で考えていますというものをお見せしたいと思っていますので、そこをご確認いただいて、やはりここは分からないというところがあれば、ぜひご意見をいただきまして、分かりやすく修正させていただければと思います。

○小澤会長 今のやり取りで思ったのですけれども、魅力があるものだということが頭の中にあって、そのイメージに沿ってくれということではなくて、それぞれのケースで、ここで何かのアクションを起こす人が何が魅力かを考えてほしいというメッセージかなと思っていました。ですから、計画者や実際に行為を起こす人がその魅力が何かを説明できるようにしてほしいということかなと私は理解したのですけれども、いろいろな人に魅力を考えていただいて、魅力というものは多様ですから、それをきっちりと言葉にして協議をしてもらい、説明をしてもらいということがすごく大事なのではないかと思います。

そうすると、魅力をちゃんと自分で考えて説明してねというメッセージになれば、複数あってもいいと思います。しかし、魅力という決まったものがあって、読んでいる人が魅力とは何だろうという受け取り方をしてしまうのは逆効果なので、そこはまた書き方次第

なのかなと思いました。

異委員、私は誤解していますか。

○異委員 魅力がそれぞれということになったら、これが魅力だよと逃げることもできるので、それはよくないですね。ちょっと薄く感じます。

○石塚副会長 分かりやすさということと言うと、「魅力ある」という魅力の内容を具体的にイメージできるようにするということもさることながら、そもそも地域交流拠点や高次機能交流拠点が何を指すのかということが一般には分からないですね。

例えば、高次機能交流拠点というのは、産業や観光、スポーツ、芸術・文化など、いわゆる一般の市街地とは違う高い次元の機能を集中的に整備していく地域という定義だったと思うのです。そういう意味でいくと、芸術・文化やスポーツ、観光など、そういう形で多くの人たちを交流、引きつけるために、どういう魅力を形成していけばいいのかということで、少し魅力の意味合いを絞ることができるのではないかと思うので、説明の際にそういうところもきちっと触れていただいて、一般市民の方に何をイメージすればいいのかということが伝わるような工夫をしていただければという気がしました。

○小澤会長 伝えるべきメッセージはきっちり伝えた上で、枠組みという言葉はよくないですけども、そのステージの上で魅力を各自で考えていただくということかと思います。書き方はなかなか難しいですけども、ぜひ工夫していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○石塚副会長 方針、基準の検討は今回が最後で、あとは取りまとめられたものを見せていただくという段階になります。ですから、今回の景観計画の見直しの大きなポイントに立ち返って確認をしておきたいと思うのですけれども、今回のポイントは、何度も確認しているように、札幌らしい魅力を高めていくために眺望や夜間景観、雪・冬季などに焦点を合わせることももう一つは、大規模建築物の誘導に当たって、全市一律の基準ではなくて、地域の景観特性に合わせてきめ細かく誘導していくということで、四つのゾーンを設定して、それごとに上乗せ基準をつくられたということだと思います。

多分、札幌の特性というか、札幌らしさということを考えたときに、みどりとの共生というのは非常に大きなテーマになると考えます。その際に、「山地のみどりに近接するゾーン」という形で、今回、特出しをされたと思うのですけれども、現状の全市基準では、かゆいところに手が届かない問題として、山地に近接するゾーンで、どういう建築が発生して、どういう課題が発生しているのか、それに対してどういう方針や基準を上乗せされようとしているのかということが、一般の市民の方も含めてもっと伝わると、今回の改正の意図が明確になるのではないかと思います。

今回は細分化された点についての議論にブレイクダウンされているのですが、改めて、「山地のみどりに近接するゾーン」をつくられた景観形成の課題、そして、そこで何を指す必要があるのかという問題意識を持たれたのかということをもう一度この場で確認させていただいて、それが実際に景観計画に反映されているか、次回にしっかり確認させて

いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小澤会長 今、石塚副会長がおっしゃっていただいたことは、本日この場でということですね。いかがでしょうか。

○事務局（景観係長） 一言でうまく答えられないかもしれませんが、山と都市がすごく近いというのは、札幌の特徴であると思っています。山地の景観としてこういう未来像があるというものをお示しできていないというか、そこが問題なのかなとは思っているのですが、一方で、札幌はなかなかの大都市だとも思っていて、山のみどりの濃いところというか、起伏にすごく近いところに大きな建物が建っているので、その中で気をつけるところはないのか、山のみどりを背景として大規模な建物を見たときに、みどりとの調和や、建物で気をつけていく姿がもっとあるのではないかと、そういうところが発端になっています。目指す姿として何像があるということはなかなか表現できていないと思いますので、そこのお示しは宿題にしてもいいですか。

次回の方針の部分や、2章に景観の特徴を書く部分が出てくるので、その中に盛り込ませていただきたいと思います。第3回のときにご提示させていただければと思います。

○小澤会長 ひょっとすると、1章の1-06や1-07のあたりにも関わってくるかもしれないですね。

今回の構成の確認ですが、そこに宿題があるとご認識いただければと思います。

ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○小澤会長 森委員もよろしいでしょうか。

○森委員 今のところは特にございません。

○小澤会長 特にないようでしたら、後半に移りたいと思います。

後半は、色彩景観基準等についてでございます。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（景観係長） それでは、色彩景観基準等についてご説明いたします。

4-01をご覧ください。

ご覧いただいている流れでご説明させていただきたいと思うのですが、昨年度の審議会での色彩に関する施策の方向性について、続いて、再整理する内容、色彩景観基準等の現構成と新しい構成、各基準等の案、最後にご審議いただきたい事項という順でご説明いたします。

まず、4-02をご覧ください。

色彩に関する施策については、令和6年度第3回審議会でご審議いただいております、色彩景観基準、限界色票、運用指針を改正し、届出等による誘導に生かしていく方向というふうにしてまいりました。今回は、その内容についてご確認いただくものとなっております。

4-03をご覧ください。

今回、再整理する内容になります。大きく分けると、構成の見直しと内容の見直しになります。

1の構成の見直しについては、4-03と4-04のページでご説明いたします。

2の内容の見直しについては、①から⑤まで、五つの基準等について、きめ細かな運用を図るための基準の追加等を行っております。これらの変更は、ゾーンの設定など、景観形成基準全体の見直しに伴うもののほか、この基準ができたのは平成16年ですが、この頃に建築されていた建築物と現在建築される建築物では、規模や外観等に使用される素材などが大きく変わっておりますので、それらに対応した内容にするというのが大きな理由になります。

変更内容につきましては、現行の色彩景観基準等の検討に携わっていただきました静岡文化芸術大学名誉教授の宮内博実氏にアドバイスをいただいて案を作成しております。

変更案のうち、Ⅱの③、④の部分につきましては、その内容について専門的な考え方によるところが大きいことから、見直し内容の報告としてお話しさせていただきます。

続きまして、4-04をご覧ください。

色彩景観基準等の現行の構成になります。

色彩景観基準等は、大規模建築等の色彩誘導のために設けていますが、幾つかの基準に分かれておりまして、その体系をお示ししたものになります。

まず、一番上の景観形成基準（全市・重点）が、先ほどの3の項目でご説明しました景観形成基準の素材・色彩に該当する部分になります。この中で、建築物や工作物の色彩は色彩景観基準によるとして、色彩景観基準を参照するように示しています。この色彩景観基準は、使用する色彩に関する基本的な考え方を示しておりまして、使用する色彩の範囲を景観色70色とその近似色とするということと、景観色70色はこれらの色ですという設定と、配色等の基本的な考え方を記載しています。

ここまでが計画本編に記載しているものになります。そして、このうち、景観色70色の近似色の範囲を示した限界色票と、配色の具体的な考え方を示す色彩景観基準運用指針を別途設定しています。

計画本編は、内容の変更に当たって多くの手続が必要になりますので、基本的な考え方は計画本編に入れながらも、具体的な内容については、状況に応じた変更が本編よりは行いやすいように別にしているという形になっています。

なお、運用指針には、この色は20%までなど、使用割合の目安を含んだ内容としています。

4-05をご覧ください。

構成の変更についてです。

運用指針の中にこの色は〇〇%ですといった使用割合の目安を設けておりますが、色彩計画への影響が大きい部分でありまして、運用の中の1項目ではなくて、外に出して、基準と直接ひもづけをするということにしました。真ん中の赤い部分になります。

なお、全部ばらばらですと、見ていただく設計者も大変ですので、下の段に入っている限界色の範囲、使用割合の目安、色彩景観基準運用指針は、一つのパンフレットにまとめて配布する予定でございます。

次に、4-06をご覧ください。

ここからは、各基準等の内容の変更についてです。

4-06は、景観形成基準の色彩・素材の項目部分になりまして、参考資料に景観形成基準の一覧をお示ししておりまして、先ほどご覧いただいておりますが、参考1の中段の素材・色彩は資料4-1以降参照として白抜きになっている部分があるかと思いますが、これが4-06にお示ししているところになります。左側が現行、右側が改正案になります。ゾーン基準の追加のほか、引き出し線に記載の内容で変更しています。

続きまして、4-07です。

こちらは工作物の景観形成基準になります。

橋梁、高架橋のほか、各工作物の部分に色彩は色彩景観基準によるという記載があるのですが、内容としては同様のことが書いてあるので、共通事項として記載するものです。

続きまして、4-08になりますが、4-08から4-09は色彩景観基準の案です。

まず、上段になりますが、現行では、レンガや軟石などの素材は色としてカウントせず、どのような色でも大きな面積を使用できることとなっておりますけれども、近年、自然素材と類似した見た目を持つ人工素材が見られるようになったことから、まずは、どのような素材でも色として捉えて、その上で支障がないものは認めていくという方向として、該当文を削除ものでございます。

また、きめ細やかな誘導を行うために項目を追加しておりまして、色彩景観基準との運用指針の対応部分が分かりやすいように小タイトルをつけております。見ていただいている案のダイヤの形をした部分が小タイトルになりますが、こちらは追加したものです。

続きまして、4-09をご覧ください。

工作物についても小タイトルを入れております。

また、色彩景観基準に記載している具体的な内容は、使用割合の目安、限界色の範囲、運用指針によることを記載しました。こちらの真ん中の引き出し線の部分です。

なお、景観色70色自体は変更していませんが、改定に合わせて測色値に近い値に変更して、視界に最初に入る左上に青みのグレーが入るような並びに変更しています。

続きまして、4-10をご覧ください。

限界色の範囲の案になります。

こちらは、報告事項としてご説明させていただきます。

色彩景観基準では、色彩の範囲は、札幌の景観色70色とその近似色を基本とするとしておりまして、その近似色の範囲を限界色として示しています。

こちらは、色調によりグループを分けまして、グループごとに色相、明度、彩度の許容

範囲を設けているものでございます。この考え方は現行どおりですけれども、より70色に近い色を選定してもらおうということと、この後にご説明します使用割合の目安との連携を図るため、グループの細分化と、それに伴う範囲の変更を行っております。

もともとは18グループあったのですが、こちらを21のグループと九つの単色に分けた形になっています。

続きまして、4-11をご覧ください。

こちらも報告事項となります。

色彩景観基準では、アクセントとなる色彩は低層部とするなど、効果的な使い方をするとしておりまして、その使用割合の目安を別途示しているところです。

左側の現行では行ごとに目安を設定しておりますが、使い方が難しい彩度が高めの青系、緑系などの色をアクセント色として考えるとともに、グループに合わせたラインの設定をするという形で変更しました。20%以下のアクセントのラインが赤の太字になっております。

続きまして、4-12から4-13ですが、こちらはA3判縦で色彩景観基準の運用指針の案になります。

内全体的に再整理をしたので、新旧の対象ではなくて、左に色彩景観基準や景観形成基準、右に運用指針を記載しています。

この中では、4-12の下の部分になりますけれども、立地を考慮するとして、立地に応じた基準を設け、次の4-13の上の部分になりますが、建物の規模や形状の特徴を考慮した基準を新たに追加するなどの変更を行っております。

基準の内容については、全面的に追加する方向で整理をしています。

最後に、4-14のご審議いただきたい内容です。

景観形成基準、色彩景観基準、運用指針の内容、項目について過不足がないかという点でご意見をいただければと思います。

簡単なお説明になりますけれども、以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○小澤会長 ただいま説明していただきましたとおり、4-14に審議していただきたい事項をまとめていただきました。

ゾーン基準と絡めての改定になっていきますので、その方向性が妥当なのか、それから、色彩景観基準、運用指針の項目、内容に過不足はないか、分かりにくい点はないかなどのご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○石塚副会長 確認ですが、今回、全体の基準をきめ細かく深掘りされているということです。従来の建築物のほかに、駐車場、附帯工作物、屋外広告物を特出しして基準を設定されたと思いますけれども、それと色彩基準との紐づけはどうなっているのかということです。

最初に千葉委員から、広告物について原色は駄目などといった明確な打ち出しができないのだろうかという話がありましたけれども、今回、きめ細かく色彩基準を検討された内

容というのは、建築物の形態意匠のところに記載されている色彩基準を詳細に検討されたということになると思うのです。そして、先ほどお話しした駐車場や、これは立体駐車場も含まれますけれども、屋外広告に対しての色彩の考え方というのは、今のところ、色彩景観形成基準とリンクはしていない状況になっていると思うのです。

ですから、立体駐車場について書かれていることと言えば、少し穏やかな表現で、単調な立面とはならないように色彩に配慮するとなっています。単調な立面にならないということは、派手な色彩を使っているのかということになりますけれども、景観70色や限界色やアクセント色の割合という基準がここには適用されないという構成になってしまっているのです、別々に細分化していったところの全体統合がうまくできていないのではないかなという気がしました。

駐車場も色彩基準の表に準拠するとか、運用指針に準拠すると書いてあればいいのですが、そういう記載がないということはちょっと問題なのかなという気がしました。附帯工作物等については色彩に一切触れられていない状態ですし、冒頭に議論になった広告物、サインについても、周囲の街並みと調和する色彩、デザインとするという程度にとどまっていて、その実態がないということです。

もちろん、ガイドラインを策定されるということは、その中できめ細かく色彩について触れていかれる方針なのかもしれませんが、建築物での形態意匠で色彩の基準を細かく設定していったという深掘りのプロセスと、対象を建築物以外の駐車場などに細分化して深掘りをしたということの間の整合がちょっと不確かになっているという印象を持ちました。

○事務局（景観係長） 今おっしゃっていただいた駐車場については、運用指針の中に基準がありますので、本当はそこで拾えるような形にしたかったのですが、うまくリンクしていないというご指摘をいただきました。建物全体に係る基準ですということが分かるような位置に設けるか、または、各項目の中に入れ込むかのどちらかの方向で整理させていただきたいと思います。

一方で、広告物につきましては、景観形成基準の70色だけで縛ってしまうところは難しさもございます。広告物はまた別の考え方になるのかなと思いますが、そこも適用されるのか、されないのか分かりにくいところがあるので、その表現は変えていかなければいけないかと思います。修正させていただきます。

○石塚副会長 念のために追加ですけれども、そこで緩くすることではなくて、今までの景観計画の見直しの議論の中でも、一步踏み込みたい要素として屋外広告物というものがあるということは、事務局のほうでも前から認識されているはずですが、ただ、それを全市的に推進するには、もう少し慎重にやらなければ、表現の自由との関連もあるということで、都心部に限ってそこら辺をきちんとやっていこうという話に落ち着いたと思うのです。だからといって、どうでもいいという曖昧な状態にしておくということでもないはずなので、踏み込めるだけ踏み込んで、欠席された委員の中からも10平米以上の広告

物についてはもうちょっときちんと枠組みにはめたほうがいいのではないかというご指摘もありましたので、ぜひご検討を深めていただければと思います。

○小澤会長 田川委員から事前にいただいた意見の2番目ですけれども、確かに、逆説的だなと思って見ていました。色が落ち着いてきて一定の評価をいただけるようになってきているとすると、よりビビッドな色を使う広告が目立つわけなので、そこを利用しようとする人も出てきます。そこはコントロールしなければいけないというのは、やはり状況の変化に応じた規制の仕方があると思いますので、そこは何かの形で踏み込んでいかなければいけないのかなと思いました。

○事務局（地域計画課長） ご指摘を踏まえて、どこまで表現できるかということは検討してみたいと思います。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○窪田委員 4-11の色の使用割合の目安、これは報告ということですので、質問と意見を含めてですけれども、薄目の色のところが8割以上使用可で、アクセントカラーで、緑色の特徴的なところを少し変えたというところはすごく分かったのですけれども、これは、四つのゾーンも一律に考えていくということになっているのでしょうか。

○事務局（景観係長） 一旦、全市的にはこの割合になりますが、立地を考慮するということで4-12の下にさらに考え方を書かせていただきまして、例えば、山地のみどりに近接するゾーンになりますと、1ポツ目ですが、「中層部よりも低い」という形で書き出しをさせていただいておりますが、イメージとしては、少し暗めの色を山の稜線からはみ出ないところについては使ってもいいというように、場所ごとに少し考え方を換えられるようにというか、ここに絶対に寄らないと駄目ですではなくて、場所に応じて考え方やパースなどをきちんといろいろ検討されていれば、これに寄らなくてもいいですよ、立地を考慮してくださいというように、両方の基準を使えるような形で考えています。

○窪田委員 分かりました。

山地のみどりに隣接するゾーンなので、この表の中で、白色は90%使っていいからといってメインで90%使って、アクセントカラーをちょっと入れると、山地のみどりと調和したということにはなっていない可能性もあるのではないかと感じました。

四つの場所に分かれていた中で、特に丘陵地のところは色彩による特徴付けが一番効いてくるという気がしていたので、この表の中ではエリアごとにこうですよとまでは言わないけれども、下に記載されている立地を考慮するというのが配色を考えるよりも前に出ていいのかなと思います。冒頭の配色だけを見て、これでいいかなというふうにならないようにという感じがしました。「配色を考える」と「立地を考慮する」をかけたような表現が必要なのではないかという気がしています。

○石塚副会長 4-11の図の見方で、改正案のほうで見てもらってもいいのですけれども、90%、80%という数字が入っている位置はここでいいのですか。ラインのところですよ。

○事務局（景観係長） 今、90%と80%の間のラインですが、90%はグループや色の名前で言いますと、1の氷柱、8、13、15、20のところが90%になるようにしています。

○石塚副会長 言いたかったのは、83%を使う場合はどこなのかという質問です。

○事務局（景観係長） 目安なので、83%のときは90%側で見るような形になるかと思いますが、そこが分かりづらいということですね。

○石塚副会長 90%側で見るということは、一番上のゾーンで見るということですか。

○事務局（景観係長） すみません。失礼しました。80%側で見ます。

○石塚副会長 意地悪な指摘かもしれないのですが、ぱっと見、この図は、そういう意味で誤解も生みやすいですね。赤い凸凹のラインは8割以上使用可ということですから、赤いラインが80%のボーダーラインになるということですね。そして、次の上のオレンジ色が90%のボーダーラインになる、最高100%まで使えるゾーンだということですね。

そういうことで細かく言うと、一番下のラインが5%ということになると思うのですが、けれども……。自分で言って分からなくなっていますが、20、15という数字がどのラインに重なるといいのかということが分かりづらいです。

○事務局（景観係長） それぞれの矢印の先端部分のラインを示さないといけないのが、間に数字が入っていることによって分かりにくくなっているということでしょうか。

○石塚副会長 下の色というのは、60%でも使えるということなのですか。

○事務局（景観係長） いいえ。例えば、下の21番のグループの色は20%、マックスで20%です。

○石塚副会長 上の80%のところでボーダーラインを引くとして、6割以上使用可能な色というのはどこになるのですか。この中の色から選ばなければいけないのですよね。

○事務局（景観係長） 赤いラインから上の色は6割というか、3割以上使える色になりますので、6割使いたい場合は、8割以上使用可と書いている部分から、6割の色も5割の色もこの中の限界色を選んでいただく形になります。

○石塚副会長 下のほうは、アクセントカラーという20%以下ですか。

○事務局（景観係長） 下の色は、赤から下のどの色を使っても、全部足して20%までですというラインになっております。ですので、5グループの色を5%使ってしまったら、残りの色を15%全部使っても、例えば、3と5の2色でやろうと思いましたが、5の色は5%まで、3の色は残りの20引く5の15%までが使える色の範囲というような形になっております。

○石塚副会長 何となく分かりかけたのですが、ちょっと分からない感じがあるので、もう少し工夫できないですか。

8割以上使用可能な色のゾーンの考え方とアクセントカラーのゾーンの考え方は、今のお話でしたらちょっと表記が違うのかもしれませんが。私の頭が悪くて理解が追いついてい

ないのかもしれませんが。

○事務局（景観係長） 表現方法に工夫が必要なが分かりました。少し分かりやすい表現に努めさせていただきます。

今、森委員から質問が来ていますので、ご紹介させていただきまして、そのまま続けて回答させていただいてもよろしいでしょうか。

○小澤会長 お願いします。

○事務局（景観係長） 今回の改正によりまして、以前は基準に沿ってデザインされた建築物がこの中の改正によって基準を満たさなくなるような既存不適格になるような事例は具体的に発生するのでしょうかというご質問です。

一言で言うと、発生します。

例えば、今、右側の⑥や⑩の色は、もともとはたくさん使えた色だったのですが、これがたくさん使えない色になりますので、⑥のような色を8割方使っている建物につきましては、新しく改正した案ではこの基準に沿っていないということになります。ですから、例えば、塗り替えをすることときには、新しい基準の下、もう少し薄い色にしてくださいという協議をさせていただく形になります。

○森委員 どうもありがとうございました。

○小澤会長 私の頭の中で整理がついていないのですが、建築基準法の既存不適格のように、過半の改修ということではなくて、少しでも塗り替えるときは、この全体のバランスといいますか、この新しいパーセンテージを守るという話になるのですか。

○事務局（景観係長） 届出は、過半の塗り替えが対象になります。

○小澤会長 ただ、一部分を塗ることでアクセントカラーの許容範囲をオーバーしてしまうということもありますよね。10%塗り替えるだけで新しい基準を超えてしまうというときもコントロールできますか。建物全体の半分以上を塗り分ける、パネルを取り換えるというケースではないですが、低層部でがばっと強い色を使うことによって、これがどんとアップしてしまうということもあろうかと思います。そうすると、過半ということにしてしまうと、過半はやっていないから自由にできるのだというようになってしまうリスクがあると思ったのです。そのあたりの検討が必要かと思いました。

○事務局（景観係長） 届出の対象自体は過半と定めているので、チェックするときはその段階になろうかと思っておりますが、先ほどの別のご質問の回答とかぶるかもしれないのですが、この考え方自体はパンフレット等でご紹介させていただくので、何かしら色を変えるときには、このような考え方がありますということを活用していただきます。また、低層部につきは、もし濃い色を使うなら低層部にしましょうという協議をしていく形になりますので、例えば、1階の店舗のところなどにつきましては、比較的、歩行される方の目を楽しませる程度には自由にさせていただいてもいいのかなと思います。そういったことも含めてご紹介できるようなパンフレットのつくり方にしていけたらいいのかなと思います。

○小澤会長 あくまでも、既存不適格になっても新しい基準に沿って色を整えていってほしいということで、その届出の範囲が50%、過半であるということだけで、こうしてほしいという話と届出が過半ということと別の話としてメッセージとして伝えないと駄目なのかなと思いました。そのあたりは工夫をお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○小澤会長 それでは、色彩景観基準等について、幾つか宿題はありましたけれども、特段のご意見がなければ、次回の本書に向けてまとめていただくとにしたいと思います。

議題としては以上ですけれども、改めて振り返りまして、全体を通じて何かございましたらお出しください。

（「なし」と発言する者あり）

○小澤会長 次回は、本書の案を確認していく作業になっていきます。

それでは、事務局にお返しします。よろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○事務局（地域計画課長） ご審議、ありがとうございました。

今回、結果的に笠間委員が来られなかったことから、残念ながら、会議としては正式に開催したという言い方はできないこととなりますが、我々としては、参考意見として全て受け止めて、次回の審議会のほうに反映していくということは責任を持ってやらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

また、議事録等についても、参考という形でホームページ等に載せていこうと思っておりますので、整理をさせていただきます。議事録データは各委員にチェックしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次回は、令和7年10月頃を予定させていただきます。また別途調整をさせていただき、ご案内したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回札幌市景観審議会を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上

令和7年度第2回札幌市景観審議会 出席者

○札幌市景観審議会委員（7名出席）

愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院 教授
石塚 雅明	株式会社石塚計画デザイン事務所 顧問
小澤 丈夫	北海道大学大学院工学研究院 名誉教授
窪田 映子	歴史地域未来創造 株式会社やまち 取締役・副代表
巽 佳子	市民
千葉 淑子	公益社団法人日本サインデザイン協会 理事 北海道地区代表幹事
森 傑	北海道大学大学院工学研究院 教授

（五十音順）

○札幌市（4名出席）

まちづくり政策局都市計画部長	小林 伸樹
まちづくり政策局都市計画部地域計画課長	永井 雅規
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観係長	青木 うみ
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長	伊藤 湖